

(議提議案第 8 号)

平成 2 0 年 9 月 2 4 日

議長 泉 二 良 様

提出者	議 員	加賀崎 千 秋
〃	〃	笠 原 秀 雄
〃	〃	山 田 忠 之
〃	〃	林 真佐子
〃	〃	並 木 正 一
〃	〃	三 浦 和 一
〃	〃	加 藤 恒 男

議案提出について

平成20年第3回市議会定例会（9月24日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第8号] 熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

[理由] 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

熊谷市議会会議規則（平成１７年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第７章 議員の派遣 第１５８条
第８章 補則 第１５９条」を

「第７章 協議又は調整を行うための場 第１５８条

第８章 議員の派遣 第１５９条 に改める。

第９章 補則 第１６０条」

第８章中第１５９条を第１６０条とする。

第８章を第９章とする。

第１５８条第１項中「第１００条第１２項」を「第１００条第１３項」に改め、第７章中同条を第１５９条とする。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第１５８条 法第１００条第１２項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第158条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため。	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項を協議、調整するため。	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
議会報編集委員会	議会の活動状況を広く市民に伝え、開かれた議会の一層の推進を図るため。	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。